

## 中野区教育委員会と学習院大学との連携に関する協定について

中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）と学習院大学（以下「大学」という。）は、連携に関する協定を、下記のとおり締結することを検討しているため、報告する。

### 記

#### 1 協定の目的

教育委員会及び大学がそれぞれのもつ機能及び人的・知的資源を相互に活用して連携協力を図ることにより、中野区における教育及び大学における教育の発展充実に寄与するため。

#### 2 締結する協定書等

- (1) 「中野区教育委員会と学習院大学との教職課程に関する協定書」
- (2) 「中野区教育委員会と学習院大学との介護等体験の実施に関する覚書」
- (3) 「中野区教育委員会と学習院大学との学校インターンシップの実施に関する覚書」
- (4) 「中野区教育委員会と学習院大学との連携協定連絡協議会に関する覚書」

#### 3 連携協力する事項

##### (1) 介護等体験に関すること

- \* 「介護等体験」：教員免許状を取得する学生が「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）に基づき、特別支援学校や社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等）において、7日間以上、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行う。

##### (2) 学校インターンシップに関すること

- \* 「学校インターンシップ」：学生が教育現場における就業体験を通じて、教育内容、教育方法その他の学校教育に関する理解を深める大学における授業科目をいう。

#### 4 協定の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、上記協定の期間の満了日の一か月前までに、教育委員会又は大学から本協定を終了させる旨の申入れがない場合は、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 5 その他

介護等体験、学校インターンシップの円滑な実施を図るため、これらについて協議をする連絡協議会を設置し開催する。

#### 6 今後のスケジュール（案）

令和7年3月 協定締結

4月 介護等体験、学校インターンシップ開始